



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2014年4月25日(金)

2BOX車の法定耐用年数

ライトバンとSワゴンの違い

貨客兼用自動車の耐用年数の判定

クルマに詳しくない方にとっては、車両の耐用年数の判定は悩ましいものです。ミニバン、ライトバン、ステーションワゴンなど特に2BOX（『エンジンルーム』『乗車スペース』『トランク』のうち後二者が一緒になった2室のもの）の車両は、外観はほぼ同じように見えるもの多く、『貨物自動車』（5年）なのか、『その他』（6年）なのか迷ってしまったという方もいらっしゃるでしょう。これらの判定について、『耐用年数取扱通達』では、貨客兼用の自動車はナンバープレートにより行うものとされています。

自動車(登録車)の場合

上1桁が1(1ナンバー)	普通貨物車
上1桁が2(2ナンバー)	普通乗合車 (定員11名以上)
上1桁が3(3ナンバー)	普通乗用車 (定員10名未満)
上1桁が4又は6 (4ナンバー・6ナンバー)	小型貨物車
上1桁が5又は7 (5ナンバー・7ナンバー)	小型乗用車
上1桁が8(8ナンバー)	特殊用途自動車
上1桁が9(9ナンバー)	大型特殊自動車

ライトバンとSワゴンは『出自』が異なる

従って、外観に関わらず、耐用年数は『1・4ナンバー』（ライトバン等）ならば5年、『3・5ナンバー』（ステーションワゴン等）ならば6年、軽自動車ならば4年と判定すれば良いことになります。これは2BOXに至るまでの生い立ちを見ると理解しやすいです。

『ライトバン』はもともとピックアップトラック（貨物車）の荷台が屋根付きの貨物室となった『有蓋商用車』が発展したものであるのに対し、『ステーションワゴン』は、3BOX（『エンジンルーム』『乗車スペース』『トランク』の3室が区別されている車）のセダン（乗用車）の屋根が伸びていき、トランク部を大きな荷室としてもので、外観が似ていても、自動車としての『出自』が全く異なるということなのです。

ライトバンの商用利用は盛んだったが…

このような経緯もあり、貨物車であるライトバンは、自動車税と自賠責が安く、車検も1年で、長い間、企業や商店の商用車として利用されてきました。ただ最近は車検が商用でも2年で、税金が乗用車よりも安い軽自動車に押されています。



現在はサクシード、プロボックス、ADバンくらいですかね。